

モバイル JMB WAON 特約

第 1 条(モバイル JMB WAON)

「モバイル JMB WAON」(以下、「本サービス」という。)は、日本航空株式会社(以下、「JAL」という。)が管理および運営する JAL マイレージバンクと、イオン株式会社が管理および運営する電子マネー「WAON」を連携して、イオン株式会社が認めた携帯電話(スマートフォンを含む。以下、「WAON 携帯電話」という。)で提供するサービスであり、JAL とイオンフィナンシャルサービス株式会社(以下、「イオンフィナンシャルサービス」という。)が共同して提供するものとします。

第 2 条(特約および規約の適用)

1. 「モバイル JMB WAON 特約」(以下、「本特約」という。)は、本サービスにおける JAL マイレージバンクと WAON に関する特約を規定するもので、モバイル JMB WAON 会員(以下、「会員」という。)には、本特約のほか、JAL マイレージバンク一般規約およびモバイル WAON 利用約款(以下、「WAON 利用約款」という。)が適用されるものとします。なお、JAL マイレージバンク一般規約および WAON 利用約款と本特約の内容が抵触するときは、本特約が優先して適用されます。
2. 本サービスの WAON の利用に関して、WAON ポイント約款は適用されず、いかなる場合にも本サービスに WAON ポイントは付与されません。
3. 本サービスには JAL IC 利用クーポン特典規約は適用されず、本サービス単独で JAL IC 利用クーポンおよび JAL タッチ&ゴーサービスをご利用いただくことはできません。

第 3 条(WAON の利用によるマイル付与)

1. 会員が本サービスの WAON を利用した場合、会員に対して、JAL は所定のマイルを付与します。なお、JAL およびイオンフィナンシャルサービスがマイルを付与しないものとして指定した商品、役務その他の取引には、WAON を利用してもマイルを付与しません。
2. マイルが付与される取引および条件等はイオンフィナンシャルサービスが定めるところにより、付与されるマイル数は JAL およびイオンフィナンシャルサービスが定めるところによりまでするので、会員に事前に通知することなく変更することがあります。

第 4 条(WAON の利用によるマイルの付与ができない場合)

1. 次の場合、前条に基づくマイルの付与はできませんので、ご了承ください。
 - (1) WAON 携帯電話、本サービスを提供する WAON 携帯電話機上のアプリケーションソフト(以下、「本アプリ」という。)または、WAON が破損しているとき。
 - (2) WAON 端末(ただし、WAON 携帯電話および利用者端末を除く。)の稼働時間外であるとき。
 - (3) 停電、システム障害、WAON 端末の故障その他やむをえない事由があるとき。
 - (4) 会員が、本特約または WAON 利用約款に違反し、または違反するおそれがあるとき。
2. 前項に基づきマイルの付与ができないことにより会員に損害等が生じた場合であっても、JAL およびイオンフィナンシャルサービスはその責任を負いません。

第 5 条(商品返品時の処理)

会員が本サービスの WAON を利用して取引を行った商品等を返品した場合、当該取引を行ったときに第 3 条に従って付与されたマイルは減算されます。

第6条(マイルから WAON への交換)

1. JAL およびイオンフィナンシャルサービスは、両社合意の上、期間を定めた上でマイルから WAON への交換を可能とする場合があります。交換を可能とする場合、JAL およびイオンフィナンシャルサービスは、その旨を会員へ告知します。
2. 前項の場合において、マイルから WAON への交換を希望する会員は、JAL およびイオンフィナンシャルサービスが定める条件および手続きに従い、自ら申し込みを行うものとします。なお、マイルから WAON への交換条件および手続きは JAL ホームページ等に掲載します。
3. 一度マイルから WAON へ交換されたマイルは、再び当該会員のマイル口座に返還あるいは他の特典に交換することはできません。
4. マイルは、JAL が定める交換可能時間内のみ、WAON へ交換できるものとします。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、その他の事情が発生した場合には、JAL の判断により、WAON への交換が中止されることがあります。WAON への交換が中止されることにより会員に損害等が生じた場合であっても、JAL およびイオンフィナンシャルサービスはその責任を負いません。

第7条(登録手数料)

JAL およびイオンフィナンシャルサービスは、両社合意の上、本サービスの登録手数料(消費税を含む。以下、「登録手数料」という。)を定める場合があります。この場合、JAL は、本サービスの申込みに際し登録手数料が必要である旨を会員へ告知します。会員は、本サービスの申込みに際し、登録手数料を JAL に支払うものとします。なお、登録手数料は理由のいかんを問わず返還いたしません。

第8条(WAON が利用できない場合)

会員は、WAON 利用約款に定める場合のほか次の場合には、本サービスや WAON を利用できないことがあります。この場合、WAON の利用によるマイルの付与もできません。また、WAON が利用できないことにより会員に損害等が生じた場合であっても、JAL およびイオンフィナンシャルサービスはその責任を負いません。

1. 会員が JAL マイレージバンク一般規約に違反したとき。
2. 再発行処理において、事務処理上やむをえず、会員へ事前に通知することなく、イオンフィナンシャルサービスが当該 WAON 携帯電話の WAON 機能の利用を停止するとき。

第9条(届出事項の変更)

1. 会員は、届出事項に変更が生じた場合、JAL およびイオンフィナンシャルサービスに対し、所定の変更手続きを行うものとします。
2. 前項の手続がないために、WAON 事業者からの通知等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなし、会員はこれに対して異議を述べることはできませんので、ご了承ください。

第10条(退会)

会員は、本サービスを退会する場合、以下の方法で JAL およびイオンフィナンシャルサービスへその旨届け出るものとします。この場合、本アプリ上にある WAON は削除され、残高は 0 となりますので、本サービスの退会に際しては十分にご注意ください。

【本サービスの退会の方法】

モバイル JMB WAON アプリを起動し、「お客さまメニュー」から「退会」をお選びください。

第 11 条(紛失・盗難等についての規定)

1. 会員が、WAON 携帯電話の紛失・盗難等により、本サービスの再発行を希望する場合、JAL およびイオンフィナンシャルサービスに所定の届出および再発行手続きを行うことで、JAL およびイオンフィナンシャルサービスは本サービスを再発行します。なお、会員は、JAL およびイオンフィナンシャルサービスが第 7 条の登録手数料を定める場合、本サービスの再発行に必要な登録手数料(消費税を含む。)を、JAL に支払うものとします。
2. JAL およびイオンフィナンシャルサービスは、WAON 携帯電話の紛失・盗難時の損害については一切責任を負いません。ただし、会員が WAON 携帯電話の盗難または紛失を、イオンフィナンシャルサービスに届け出た場合であって、イオンフィナンシャルサービスが所定の利用停止措置をとったときは、会員は、イオンフィナンシャルサービス所定の方法により、会員において新たに用意した WAON 携帯電話上の本アプリに、利用停止措置完了時の WAON 残高のチャージを受けることができます。

第 12 条(個人情報の利用)

1. 会員は、JAL については JAL マイレージバンク一般規約に、イオンフィナンシャルサービスについてはイオンフィナンシャルサービスホームページに明示された利用目的の達成に必要な範囲内で、JAL およびイオンフィナンシャルサービスが自らの個人情報を取り扱うことを同意します。
2. 前項の利用目的に加え、JAL およびイオンフィナンシャルサービスは、次の内容で会員の個人情報を共同して利用します。

(ア) 共同して利用する情報の項目

本サービスの利用登録画面の入力内容、その変更内容、再発行・利用停止・利用終了等の事実ならびに理由、各 WAON 番号、本サービスで利用するオートチャージを含むクレジットチャージの登録情報、その他以下の目的のために必要な情報。

(イ) 共同して利用する者(以下、「共同利用者」という。)

JAL およびイオンフィナンシャルサービス

(ウ) 共同利用者の利用目的

1. 本サービスの提供、および会員の管理を行うため。
2. JAL およびイオンフィナンシャルサービスがその商品・サービスの開発・研究やご案内・アンケート等を行うため。

(エ) 共同利用について責任を有する者

JAL およびイオンフィナンシャルサービス

第 13 条(その他承認事項)

JAL およびイオンフィナンシャルサービスは、必要に応じて、本サービスの内容・特典、その他の規定の変更、改廃等をおこなうことができます。この場合、JAL は JAL マイレージバンク一般規約 31 条、32 条および 36 条に従い、イオンフィナンシャルサービスは WAON 利用約款第 20 条に従い、各種媒体を通じて速やかに会員に告知します。

附則

本特約は、2010年3月11日から適用します。

2011年4月1日改定

2025年2月28日 改定

<WAON 発行元>

イオンフィナンシャルサービス株式会社

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3丁目22番地テラススクエア

<本サービス提供元>

日本航空株式会社

〒140-8637 東京都品川区東品川 2-4-11

【本サービスご利用にあたって】

本サービスをご利用になれるのは、JALマイレージバンク日本地区会員になります。

本サービスの利用登録に際して、JMB番号およびJMBパスワード(6桁)が必要です。

【機種変更について】

1. モバイル JMB WAON アプリを起動し、「お客さまメニュー」から「機種変更手続き」をお選びください。
2. アプリの画面に表示される「機種変更反映用パスワード」をお控えください。
3. 新しい WAON 携帯電話に、モバイル JMB WAON アプリをダウンロードしてください。
4. モバイル JMB WAON アプリを起動し、「初期登録画面」から「機種変更反映」をお選びください。
5. 「機種変更反映用パスワード」の入力してください。
6. WAON 残高のダウンロードを行います。お手続きに数分程度かかる場合がありますので、携帯電話を操作せずに、電波の届く場所でお待ちください。

※機種変更の手続きで、WAON 残高を引継ぐことができるのは、モバイル JMB WAON 対応機種に限ります。

※JMB WAON カードに、モバイル JMB WAON を引継ぐことはできません。

※モバイル JMB WAON に、JMB WAON カードを引継ぐことはできません。

【再発行について】

1. WAON コールセンターへ、ご本人様から必ずご連絡ください。
2. お電話で、所定のご本人様確認をいたします。
3. ご本人確認後、ご利用されていた WAON 番号をお伝えいたします。
4. モバイル JMB WAON アプリを、あらためてダウンロードしてください。

※新しい携帯電話でご登録手続きが完了するまで、所定の時間がかかりますのであらかじめご了承ください。

5. ダウンロード後、モバイル JMB WAON アプリを起動し、「モバイル JMB WAON 利用登録」を行います。その後、「お客さまメニュー」から「WAON 再発行」へ進み「モバイル JMB WAON 再発行申請」をお選びください。
6. ご確認いただいた WAON 番号および登録情報を入力してください。
7. 「お客さまメニュー」から「WAON 再発行」へ進み「モバイル JMB WAON 再発行反映」をお選びください。

※「モバイル JMB WAON 再発行反映」は、WAON コールセンターに再発行のお申し出をいただいた約 10 日後よりお手続きが可能となります。また、「モバイル JMB WAON 再発行申請」をお手続きいただいた翌日以降にお手続きが可能となります。

8. WAON 残高のダウンロードを行います。お手続きに数分程度かかる場合がありますので、携帯電話を操作せずに、電波の届く場所でお待ちください。

(以上)